

2020年6月定例県議会 討論

2020年7月8日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。県議団を代表し、議案に対する討論を行います。

討論に入る前に、この度の九州各地に甚大な被害をもたらした線状降水帯による豪雨災害で、現時点で熊本県の特別養護老人ホーム「千寿園」を含め死亡者は57人に上り、さらに、今朝6時30分と43分には、岐阜県と長野県に特別警戒警報レベル5の避難勧告が発令される緊急事態になっています。亡くなれた方々と被災されたすべての皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

梅雨前線を伴う豪雨災害は、今後も予断を許しません。恐れていた新型コロナ感染症の拡大のさ中、災害への対応に迫られています。わが県は、去年の台風19号等豪雨災害を受け、未だ復旧の途上にありますが、今回の九州地方の豪雨災害をみても異常気象の下では、100年に一度の災害どころか、毎年、しかも頻繁に発生することが明らかになっています。過去の経験は全く通用しません。まず、この認識に立ち県庁全体が県民の命を守るため、新型コロナ対応の避難所や河川など災害への準備に万全を尽くすこと。新型コロナへの対策では、「新しい生活様式」をふまえた新しい発想と柔軟な対応で、県民の命と暮らしを守るため第2波、第3波に備え、検査・医療体制の整備、子どもたちや学校への対応、雇用と経済を守るため、私たち県議会も共に力をあわせることを冒頭呼びかけまして、以下討論に入ります。

まず、知事提出議案第14号、15号「県の行う建設事業等に対する市町村の負担について」は、反対の立場から意見を述べます。

これは、毎年6月定例県議会に、農林水産部と土木部にかかる建設事業等に要する経費の一部を市町村に負担させようとするものです。県は、地方財政法など関係法令の規定に基づいて負担を求めるとしてはいますが、これは「できる」規定にすぎず、義務ではありません。すでに、県内の市町村は、この間、原発事故被害と去年の台風・豪雨災害、そして今回の新型コロナ感染症への対応など、住民へのさまざまな対応はじめ財政的にもいっそう負担が増えています。かつて本県は、同じ県の建設事業でも道路事業に対する市町村負担は廃止しています。この際、市町村応援の立場から、県の建設事業についても市町村への一部負担を求めることはやめるべきです。

次に、議員提出議案並びに請願についてですが、以下賛成の立場から意見を述べます。新規議案第48号「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」についてです。本県は、東日本大震災・原発事故から今年で10年目、そこに昨年10月に消費税率

が10%へ引き上げられ、同時に台風19号等豪雨災害に見舞われました。これだけでも疲弊しているところに、今回の新型コロナウイルス感染症が追い打ちをかけ、県民の命と健康、暮らしと生業は深刻な危機に直面しています。福島市の創業146年の中合デパートは、主に消費税増税により売上げが大幅に減少したことから閉店すると発表されています。県内どこの商店街も今回の新型コロナの影響が加わり、次々と閉店する事態になっています。

今月4日、東京商工リサーチは、県内の倒産状況を発表しましたが、県内では今年1月～6月の上半期に、負債額1,000万円以上で倒産した企業が39件に上りました。これは、企業数で東日本大震災翌年以降の上半期で最多となり、また、早期退職や希望退職の募集も41社、7千人超となり、リーマンショック後2番目の多さと発表されました。

一方、ドイツは、新型コロナの影響で落ち込んだ消費を回復させるため、消費税減税に踏み切っています。日本でも、4月の消費支出はマイナス11.1%と最大の落ち込みとなり、5月、6月はさらにひどくなっています。

消費税率1%分は2.8兆円、5%減税分は14兆円あれば可能です。その財源は、過去最大規模の5兆円を超える軍事費と不要不急の大型開発事業を削ること、コロナ禍で減収・減益したといいながら大企業はこのコロナ禍でも488兆円を超える内部留保金をため込んでいる大企業と富裕層にも応能負担の税の原則に立ち、応分の負担を求めれば財源はあるのです。

これまで政府は、消費税は社会保障のためとしてきましたが、大企業や富裕層の減税の穴埋めに使われてきたのが実態です。しかも、所得の低い人ほど重い負担となる逆進性があります。しかし、財界と政府は、新自由主義的政策の下、「構造改革」と称して、労働法制を改悪し、今や非正規労働者は4割を占めるまでになっています。さらに、命を支える社会的基盤の医療費を徹底的にカットし、保健所はこの30年間で約半分まで減らし、急性期のベッド削減をめざす国公立病院の統廃合をすすめてきました。しかし、これらの脆弱さが新型コロナ感染症拡大であらわになり、しかも国内の貧困と格差の広がり、命と暮らしを脅かす危機的な事態を引き起こしています。

この間、自民党内部でも消費税率をゼロにする論議が交わされてきた経緯もあるので、今こそ、暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与えている消費税率を5%以下へ引き下げる意見書、新規議案第48号は可決し、新規請願第37号は採択すべきです。

次に、継続議案第27号「トリチウム水の処分方法について慎重な判断を求める意見書」についてです。

この間、コロナ禍の下で政府主催の公聴会が4回開催され、知事や農林業・漁業者、経済団体、消費者団体などから意見が述べられてきたものの、動画でのやりとりであり

政府側との意見交換も十分なされていません。特に、漁業関係者からは本県だけでなく先月 23 日、全国漁連は、国民がコロナ感染症拡大防止に努力している中で、漁業に壊滅的影響を及ぼす「海洋放出に断固反対する」との特別決議を全会一致で採択しています。

県内の世論調査でも、約 6 割が汚染水の海洋放出に反対しており、6 月 9 日には、国連人権理事会の特別報告者からも、新型コロナの感染拡大が一段落するまで控えるよう求められています。そして、県内の若者グループも、スタンディング行動や専門家と国政の全野党の国会議員や県議が参加するオンライン集会を開催しましたが、今回の海洋放出には反対で一致しました。

また、この間、原発事故の被災地の苦悩と、国民的議論を置き去りにしたままこの夏にも処分決定を急ぐ政府に対し、県内の市町村議会では、3 月議会と 6 月議会で、東京電力福島第一原発で増え続ける放射性物質トリチウムを含む汚染水・処理水の海洋放出に対し、「反対や慎重な対応を求める意見書」が可決されています。すでに、浜通り・中通り・会津地方まで全ての地域の 20 市町村議会、県議会を含めれば県内 21 議会にのぼっています。

福島第一原発からの汚染水は、政府も県もトリチウムだけを問題にしていますが、タンクの約 7 割にトリチウム以外の基準値を超える放射性核種が含まれており、この問題をほとんど扱おうとしていません。トリチウムについても、これまでも運転時は海洋に放出してきたなどと説明していますが、そもそも事故を起した原発敷地内からの汚染水の処理の扱いをどうするかが問われており、同列に扱うべきではありません。したがって、汚染水は陸上でのタンク保管を継続し、当面、海洋放出をやめるべきです。

継続議案第 27 号は、前回 2 月県議会に全会一致で採択した内容とほぼ同じ意見書であり、当然可決すべきです。

次に、継続議案第 39 号「選択的夫婦別姓制度の導入等の民法改正を求める意見書」についてです。

現行の民法では、夫婦別姓での婚姻が認められていないことから、婚姻の際、9 割以上が夫の姓を選択しています。しかし、これは女性に対する間接的な差別であり、夫婦同姓の義務付けは両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反するものです。しかも、望まぬ改姓や通称使用などによって、不利益や不都合を強いられているのが実状です。別姓を望む人に選択を認めよとの提訴が相次いでいます。あわせて、女性のみ適用されている再婚禁止期間を廃止することも喫緊の課題となっています。

2015 年 12 月、最高裁判所は、現行の夫婦同姓規定は合憲とする判断を示した一方で、制度の在り方については、国会で論じられ、判断されるべきと強調しているように、一日も早い国の対応が求められています。一方、国連の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しており、2016 年 3 月にも、最高裁

の判断に関わらず、現行民法は差別的な規定であるとし、あらためて早急な是正を勧告しています。

以上の理由から、第 39 号及び同趣旨の継続議案第 38 号は可決、継続請願第 32 号は採択すべきです。

議員提出継続議案第 40 号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」についてです。

1979 年、あらゆる形態の女性差別をなくすことを目的とした「女性差別撤廃条約」が制定され、日本は 1985 年に批准しました。その後、この条約の実効性を高めるために国連で 1999 年に採択され、2000 年 12 月に発効されたのが選択議定書です。これは、条約違反の差別で被害を受けた女性（個人または集団）が、国連の女子差別撤廃委員会に対して通報できる制度を定めたものです。現在、締結国 189 カ国中 114 カ国が批准していますが、日本は、選択議定書をまだ批准していません。

議案第 39 号でも指摘したように、日本政府は繰り返し勧告を受けているのです。条約採択から 40 年、選択議定書採択から 20 年という今年、全国の地方議会では次々と選択議定書の批准を求める意見書が採択され、現在ネット署名も展開されています。

今回の新型コロナウイルス感染症によって、非正規雇用者がより不安定な労働環境に置かれていますが、非正規雇用の約 7 割は女性です。自宅で過ごす時間が増え、DV 被害に遭う女性も増えています。とくに、シングルマザー、外国籍の女性、障がいを持つ女性などは、さらに厳しい状況に置かれていることが明らかになりました。平常時のジェンダー不平等が、今回の新型コロナ危機でより鮮明に現れています。世界的にも、人権問題は国際社会でも大きな課題として取り上げられており、ジェンダー平等を求める国際的潮流も大きく広がっています。

日本がジェンダーギャップ指数 121 位という不名誉を返上し、性別にかかわらず平等に暮らせる社会を実現するため、国において、女性差別撤廃条約「選択議定書」を速やかに批准するよう求める意見書、継続議案第 40 号は可決し、継続請願第 33 号は採択すべきです。

以上述べた理由から、知事提出議案第 14 号、15 号には反対、議員提出議案第 48 号、継続議案第 27 号、38 号、39 号、40 号は可決すべき、新規請願第 37 号、継続請願第 32 号、33 号は採択すべきことを表明し、以上で討論を終わります。

以上